

平成 18 年 10 月 18 日 判決言渡・同日原本交付 裁判所書記官
平成 18 年(行コ)第 38 号 地方労働委員会命令取消請求控訴事件
(原審:大阪地方裁判所平成 16 年(行ウ)第 180 号)
口頭弁論終結日 平成 18 年 9 月 6 日

判 決

控訴人 日本民間放送労働組合連合会 (以下「控訴人民放労連」という。)
控訴人 日本民間放送労働組合連合会
近畿地方連合会(以下「控訴人近畿地連」という。)
控訴人 民放労連近畿地区労働組合(以下「控訴人近畿地区労組」という。)
控訴人 X1
被控訴人 大阪府労働委員会
被控訴人補助参加人 朝日放送株式会社

主 文

- 1 原判決を取り消す。
- 2 控訴人らの訴えをいずれも却下する。
- 3 訴訟費用(補助参加によって生じた費用を含む。)は、第 1, 2 審とも、控訴人らの負担とする。

事実および理由

第 1 当事者の求めた裁判

1 控訴の趣旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人が、平成 14 年(不)第 91 号不当労働行為救済命令申立事件について、平成 16 年 10 月 8 日付けでした命令を取り消す。
- (3) 訴訟費用は第 1, 2 審とも被控訴人の負担とする。

2 控訴の趣旨に対する答弁(被控訴人)

- (1) 本件控訴を棄却する。
- (2) 控訴費用は、控訴人らの負担とする。

第 2 事案の概要等

1 事案の概要

- (1) 被控訴人補助参加人(以下「参加人」という。)はラジオ・テレビ放送業を営む株式会社である。株式会社大阪東通(以下「大阪東通」という。)は、参加人など近畿地方所在の民間放送会社からテレビ番組制作のための映像撮影、照明、音響効果等の業務を請け負う等の事業を目的とする会社であり、参加人との間で業務請負契約を締結していた。
- (2) 控訴人民放労連は、全国の民放放送会社等の労働者で組織される労働組合の連合組合、同近畿地連は、同民放労連傘下の近畿地区所在の労働組合の連合組合、同近畿地区労組は、近畿地区の民放放送会社等の労働者を主たる構成員とする労働組合、朝日放送労働組合(以

下「朝放労組」という。)は、参加人の従業員等を構成員とする労働組合である。

控訴人 X1 は、大阪東通の正社員として、昭和 50 年 2 月から、参加人の S E 職場(以下「本件 SE 職場」という。)で勤務することとなり、その後解雇されるまで同職場で就労してきた者であり、昭和 48 年 3 月、控訴人近畿地区労組に加入し、その後、同朝日分会副委員長及び控訴人近畿地連執行委員となっている。

(3)大阪東通は、株式会社東通(以下「東通」という。)に営業を譲渡したが、その際、控訴人 X1 は、大阪東通から解雇され、譲渡先である東通で雇用されることについても、参加人の本件 S E 職場における就労が保証されていないとして、これを拒否した。

(4)控訴人らは、参加人が、朝放労組、控訴人近畿地区労組との間で、控訴人 X1 の本件 SE 職場での就労を保証する趣旨の協定書を締結していたのに 控訴人 X1 の就労を拒絶し、また、控訴人 X1 らの就労確保等に関する近畿地区労組らとの団体交渉を誠実に行わなかったとして、平成 14 年 12 月 17 日、被控訴人(地方労働委員会)に対し、控訴人 X1 の本件 SE 職場で就労、就労までの賃金等の支払、団体交渉応諾、謝罪文の手交等を求める不当労働行為救済申立てを行った(平成 14 年(不)第 91 号)。

(5)被控訴人は、平成 16 年 10 月 8 日、控訴人らの申立てを却下ないし棄却する旨の命令(以下「本件命令」という。)をした。そこで、控訴人らは、平成 16 年 12 月 28 日、原審に本件命令の取消しを求める訴訟を提起したところ、原審は、平成 18 年 3 月 15 日、控訴人らの請求をいずれも棄却する旨の原判決をした。

なお、控訴人らは、上記取消訴訟の提起に先立って、平成 16 年 10 月 21 日、中央労働委員会(以下「中労委」という。)に対し、本件命令の再審査申立てをしていた。

(6)控訴人らは、原判決を不服として、平成 18 年 3 月 28 日、当審に控訴をした。これが本件である。

2 前提事実(争いが無い、証拠上明白な事実)、争点及び当事者の主張は、原判決該当欄記載のとおりであるから、これを引用する。

第 3 当裁判所の判断

1 丙 9 及び弁論の全趣旨によれば、中労委は、控訴人らが先にしていた上記本件命令の再審査申立てにつき、平成 18 年 7 月 5 日、本件命令は、相当であり、上記再審査申立ては理由がないとして、これを棄却する命令をし、同命令は、同年 8 月 8 日、控訴人らに送達されたことを認めることができる。

2 労働組合及び労働者は、地方労働委員会のした救済申立て却下又は棄却の初審命令に対しては、中労委に再審査の申立てをするほか、裁判所に取消訴訟を提起することも許されるけれども、中労委の初審命令に対する命令が発せられたときは、以後、当該命令のみを取消訴訟の対象とすべきこととなるので、地方労働委員会のした初審命令に対する上記取消訴訟は、不適法に帰し、却下を免れないものと解される(平成 16 年法第 140 号による改正前の労働組合法 27 条 11 項、5 項、7 項参照)。

そうすると、本件各訴えは、本件命令に対する再審査申立てについての中労委の申立て棄却命令が控訴人らに送達されたことにより、不適法に帰したものであるから、却下を免れないものである。

3 以上の次第で、現時点においては、本件各訴えは、不適法に帰したものであるから、職権をもって原判決を取り消し、本件各訴えを却下することとして、主文のとおり判決す

る。

大阪高等裁判所第 10 民事部